

3 1 陳 情 第 7 号の3	区民への経済的な支援を求める陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受理及び付託 年 月 日	平成31年2月13日受理、平成31年2月20日付託
陳 情 者	新宿区北新宿————— ————— 会長 ————— 外265名

(要 旨)

- 3 猛暑・酷暑対策として、非課税世帯対象にエアコン等購入または修理代の助成制度をつくってください。

(理 由)

サラリーマンの実質賃金や年金支給額が下がり続けるなか、医療や介護の負担、電気・ガソリン代などの公共料金や食料品は上がり続け、区民のくらしは疲弊しています。

この12年間で、新宿区の年間の介護保険料基準額は51,600円から74,400円と1.4倍に、1人当たり国民健康保険料（介護分なし）も80,322円から122,134円と1.5倍に増え生活は苦しくなっています。

- 1 その上医療や介護の自己負担も増え続け、病気やケガで医療費や介護サービス利用料が必要になっても我慢するほど大変です。せめて生活保護基準以下で生活している区民に対し、区独自で国保料、介護保険料・利用料の補助を行ってください。
- 2 安い家賃の賃貸住宅が減少しています。区営住宅、都営住宅の新宿区内での倍率は30倍～50倍、100倍を超えることもあり、なかなか入居できません。民間住宅でも安心して生活できるよう、家賃補助の対象世帯を公営住宅入居所得基準以下の高齢者、障害者、ひとり親世帯などに拡充してください。
- 3 2018年夏の猛暑・酷暑により熱中症で死亡する例が身近で起きています。エアコンを使えなかったことが原因の方もいました。荒川区では区が独自に最大5万円までの支援を300世帯対象に行いました。今後の夏に備え、出来るだけ早く実施してください。

(参考)

・31 陳情第7号の1

要旨1：区民のくらしを総合的に捉え、生活保護基準以下の世帯については、国民健康保険料、介護保険料を補助する制度をつくってください。

(福祉健康委員会に付託)

・31 陳情第7号の2

要旨2：公営住宅の入居所得基準以下の世帯に対する家賃補助を実施してください。

(環境建設委員会に付託)